



2021年1月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス  
住 所 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 二 丁 目 4 番 1 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 井 正 昭  
(コード番号：3288 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 若 旅 孝 太 郎  
管理本部長兼経営企画本部長  
TEL. 03-6213-0776

## 株式会社プレサンスコーポレーション株式（証券コード：3254）に対する公開買付けの結果 及び子会社の異動に関するお知らせ

株式会社オープンハウス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、2020年11月13日開催の取締役会において、株式会社プレサンスコーポレーション（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、証券コード：3254、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2020年11月16日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2021年1月14日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2021年1月20日（本公開買付けの決済の開始日）付で、対象者は当社の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

###### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社オープンハウス

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

###### (2) 対象者の名称

株式会社プレサンスコーポレーション

###### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
19,881,500 (株)	— (株)	19,881,500 (株)

(注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（19,881,500株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（19,881,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2020年11月16日（月曜日）から2021年1月14日（木曜日）まで（38営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,850円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（32,634,299株）が買付予定数の上限（19,881,500株）を超えたため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2021年1月15日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

## (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	32,634,299株	19,881,500株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券( )	—	—
株券等預託証券( )	—	—
合計	32,634,299株	19,881,500株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

## (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	206,211 個	(買付け等前における株券等所有割合 31.82%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,959 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.61%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	405,026 個	(買付け等後における株券等所有割合 62.49%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,299 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.35%)
対象者の総株主の議決権の数	647,724 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2020年11月13日に提出した第24期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された2020年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数(65,336,739株)から、対象者が2020年11月13日に公表した2021年3月期第2四半期決算短信(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(556,734株(対象者の株式給付型ESOP導入に伴い、同日現在の信託口が保有する309,860株の所有分を除いた株式数です。以下同じとします。))を控除した株式数(64,780,005株)に係る議決権の数(647,800個)に、各特別関係者が所有する新株予約権(合計300個)の対象となる対象者株式に係る議決権数(合計300個)を加算した数(648,100個)を分母として計算しております。

(注3) 当社は、対象者との間で2021年1月14日に締結した総数引受契約に基づき、対象者が2020年11月13日開催の取締役会において決議した第三者割当増資(普通株式3,508,772株、発行価額は1株当たり1,425円、発行総額約5,000百万円。以下「本第三者割当増資」といいます。)の割当を受け、2021年1月19日に払込みを行う予定です。公開買付者が本第三者割当増資により3,508,772株を取得した後の「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は440,113個となり、「買付け等後における株券等所有割合」は、前記(注2)記載の議決権数648,100個に本第三者割当増資により発行される3,508,772株に係る議決権数35,087個を追加した683,187個を分母として64.42%となります。同様に「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等後における株券等所有割合」は分母を683,187個として0.34%となります。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(32,634,299株)が買付予定数の上限(19,881,500株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たなかったため、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行いました。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2021年1月20日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が2020年11月13日付で公表した「株式会社プレサンスコーポレーションとの資本業務提携契約の変更等に関する合意書の締結、株式会社プレサンスコーポレーション株式(証券コード:3254)に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社オープンハウス 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号  
 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## II. 子会社の異動について

### 1. 異動の理由

本第三者割当増資及び本公開買付けの結果、対象者は2021年1月20日(本公開買付けの決済の開始日)付で当社の連結子会社となる予定です。

### 2. 異動する子会社(対象者)の概要

① 名 称	株式会社プレサンスコーポレーション	
② 所 在 地	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 土井 豊	
④ 事 業 内 容	投資用マンション及びファミリーマンションの企画開発及び販売業	
⑤ 資 本 金 (2020年9月30日現在)	4,380百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	1997年10月1日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2020年9月30日現在)	株式会社オープンハウス	31.83%
	NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社)	11.07%
	株式会社パンフィック	7.13%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.46%
	NPBN-SHOKORO LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社)	3.39%
	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	2.69%
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	2.31%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2.17%
	NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.42%
	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.32%
⑧ 当社と対象者の関係	資 本 関 係	当社は対象者株式20,621,100株(所有割合(注2)31.82%)を所有しております。

(2020年9月30日現在)	人 的 関 係	当社は対象者に対して社外取締役1名を派遣しております。
	取 引 関 係	対象者が当社の連結子会社である株式会社オープンハウス・ディベロップメントに土地を売却する取引があります。
	関連当事者への 該 当 状 況	対象者は当社の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。

⑨ 対象者の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態

決 算 期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連 結 純 資 産	75,172 百万円	94,618 百万円	116,690 百万円
連 結 総 資 産	245,399 百万円	301,942 百万円	310,779 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	1,221.10 円	1,493.54 円	1,791.63 円
連 結 売 上 高	134,059 百万円	160,580 百万円	224,011 百万円
連 結 営 業 利 益	20,362 百万円	27,118 百万円	32,609 百万円
連 結 経 常 利 益	19,858 百万円	26,531 百万円	31,985 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	13,757 百万円	18,296 百万円	21,892 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	232.58 円	296.43 円	347.45 円
1 株 当 たり 配 当 金	29.40 円	40.50 円	39.00 円

(注1) 「⑦大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、対象者第2四半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(注2) 対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数(65,336,739株)から対象者第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(556,734株)を控除した株式数(64,780,005株)に係る議決権数(647,800個)に、各特別関係者が保有する新株予約権(合計300個)の対象となる対象者株式に係る議決権数(合計300個)を加算した数(648,100個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	20,621,100 株 (議決権の数：206,211 個) (議決権所有割合：31.83%)
(2) 取得株式数	①本第三者割当増資による取得分(払込日：2021年1月19日) 3,508,772 株 (議決権の数：35,087 個) (議決権所有割合：5.14%) ②本公開買付けによる取得分(決済の開始日：2021年1月20日) 19,881,500 株 (議決権の数：198,815 個) (議決権所有割合：29.11%)
(3) 取得価額	①本第三者割当増資による取得分 5,000 百万円 ②本公開買付けによる取得分 36,780 百万円

(4) 異動後の所有株式数	44,011,372 株 (議決権の数：440,113 個) (議決権所有割合：64.45%)
---------------	---

(注1) 「(1) 異動前の所有株式数」に係る「議決権所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(65,336,739株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(556,734株)を控除した株式数(64,780,005株)に係る議決権数(647,800個)を分母として計算しております。

(注2) 「(2) 取得株式数」及び「(4) 異動後の所有株式数」に係る「議決権所有割合」の計算においては、前記(注1)記載の株式数64,780,005株に、本第三者割当増資により発行される対象者株式数(3,508,772株)を加えた数(68,288,777株)に係る議決権数(682,887個)を分母として計算しております。

(注3) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 「取得価額」にアドバイザー費用等は含まれておりません。

#### 4. 異動の日程(予定)

2021年1月20日(水曜日)(本公開買付けの決済の開始日)

#### 5. 今後の見通し

当該連結子会社化が当社の業績に与える影響については現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本書又は本書の参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関連者は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。